

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び条例の規定により提出する申請書並びに法及び条例の規定により知事又は所管の広域振興局長（以下「知事等」という。）が許可したときに交付する許可書、<u>入場券</u>及び利用券（以下「申請書等」という。）は、<u>様式第1号から様式第15号の5まで及び様式第15号の7から様式第15号の10まで</u>によらなければならない。</p> <p><u>2</u> 条例第21条第1項の規定により県立都市公園の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合（以下「県立都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合」という。）において、指定管理者が法及び条例の規定により許可するときにあつては、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該指定管理者が定める申請書等によらなければならない。</p> <p>(保管工作物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあつては、教育委員会事務局）において、保管工作物等一覧簿（<u>様式第15号の11</u>）を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(受領書の様式)</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び条例の規定により提出する申請書並びに法及び条例の規定により知事又は所管の広域振興局長（以下「知事等」という。）が許可したときに交付する許可書及び利用券（以下「申請書等」という。）は、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p><u>2</u> 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>行為の内容</u></p> <p>(2) <u>使用する公園施設</u></p> <p><u>3</u> 条例第3条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>許可を受けた行為の概要</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた年月日及び許可指令番号</u></p> <p>(3) <u>許可を受けた事項を変更する理由</u></p> <p><u>4</u> 条例第21条第1項の規定により県立都市公園の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合（以下「県立都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合」という。）において、指定管理者が法及び条例の規定により許可するときにあつては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該指定管理者が定める申請書等によらなければならない。</p> <p>(保管工作物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあつては、教育委員会事務局）において、<u>別に定める様式による保管工作物等一覧簿</u>を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(受領書の様式)</p>

第2条の5 条例第10条の6の規則で定める様式は、様式第15号の12によるものとする。

(届出)

第3条 条例第11条各号の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる条項ごとに当該中欄に掲げる届出書を当該右欄に掲げる期限までに知事等に提出しなければならない。

条 項	届出書	提出期限
条例第11条第1号	公園施設設置（公園占用）工事完了届（ <u>様式第16号</u> ）	[略]
条例第11条第2号	公園施設設置（管理）廃止届（ <u>様式第17号</u> ）又は公園占用廃止届（ <u>様式第18号</u> ）	[略]
条例第11条第3号	公園原状回復届（ <u>様式第19号</u> ）	[略]
条例第11条第4号又は <u>条例第11条第6号</u>	措置完了届（ <u>様式第20号</u> ）	[略]
条例第11条第5号	公園構成土地（物件）の権利変動届（ <u>様式第21号</u> ）	[略]

2 [略]

(附属の設備の使用料の額等)

第4条 条例別表第3に掲げる附属の施設又は設備の使用料（同表の1の表備考1、2(2)の表備考4及び3(3)の表備考1において条例第23条第2項の規定を適用する場合における利用料金の上限額を含む。）のうち、知事が定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の免除及び還付)

第6条 条例第14条又は条例第15条の規定により、使用料の全部若しくは一部の免除又は還付を受けようとする者は、使用料免除（還付）申請書（様式第22号）を知事等に提出しなければならない。ただし、条例第14条第2号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに前条各号に掲げる者が有料公園施設の使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合については、これらの者であ

第2条の5 条例第10条の6の規則で定める様式は、別記様式によるものとする。

(届出)

第3条 条例第11条各号の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる条項ごとに同表の中欄に掲げる届出書を同表の右欄に掲げる期限までに知事等に提出しなければならない。

条 項	届出書	期 限
条例第11条第1号	<u>別に定める様式による公園施設設置（公園占用）工事完了届</u>	[略]
条例第11条第2号	<u>別に定める様式による公園施設設置（管理）廃止届又は公園占用廃止届</u>	[略]
条例第11条第3号	<u>別に定める様式による公園原状回復届</u>	[略]
条例第11条第4号又は <u>第6号</u>	<u>別に定める様式による措置完了届</u>	[略]
条例第11条第5号	<u>別に定める様式による公園構成土地（物件）の権利変動届</u>	[略]

2 [略]

(附属の設備の使用料の額等)

第4条 条例別表第3に掲げる附属の施設又は設備の使用料（同表の1の表備考1、2(2)の表備考4及び3(2)の表備考1において条例第23条第2項の規定を適用する場合における利用料金の上限額を含む。）のうち、知事が定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の免除及び還付)

第6条 条例第14条又は第15条の規定により、使用料の全部若しくは一部の免除又は還付を受けようとする者は、別に定める様式による使用料免除（還付）申請書を知事等に提出しなければならない。ただし、条例第14条第2号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに前条第1項各号に掲げる者が有料公園施設の使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合については、これら

<p>ることを証する書面又は手帳の提示をもって当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>2 条例第24条において条例第14条（第1号を除く。）及び第15条の規定を準用する場合における前項の規定の適用については、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料免除（還付）申請書（様式第22号）を知事等に提出しなければ」とあるのは「指定管理者が定める申請書により、当該指定管理者に申請しなければ」とする。</p>	<p>の者であることを証する書面又は手帳の提示をもって当該申請書の提出に代えることができる。</p> <p>2 条例第24条において条例第14条（第1号を除く。）及び第15条の規定を準用する場合における前項の規定の適用については、<u>同項中</u>「使用料」とあるのは「利用料金」と、「<u>別に定める様式による</u>使用料免除（還付）申請書を知事等に提出しなければ」とあるのは「指定管理者が定める申請書により、当該指定管理者に申請しなければ」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式目次を削る。

様式第1号から様式第15号の11までを削る。

改正前	改正後
<p>様式第15号の12（第2条の5関係） [略]</p>	<p><u>別記様式</u>（第2条の5関係） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第16号から様式第22号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の県立都市公園条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、交付し、又は閲覧に供する申請書等、許可書等又は一覧簿について適用し、同日前に提出し、交付し、又は閲覧に供した申請書等、許可書等又は一覧簿については、なお従前の例による。